

各 位

神戸商工会議所 産業部
貿易証明センター
(電話：078-303-5807)

シンガポール税関における HS コードの一部変更について

本年6月24日より、シンガポール税関における HS コードが一部変更になりました。これを受け、日シンガポール EPA に基づく特定原産地証明書に記載される HS コードが一部変更になり、「商工会議所貿易関係証明申請事務マニュアル」も一部改訂いたします。以降、シンガポール向け特定原産地証明書を申請いただく際は、変更後の HS コードをご記載いただきますようお願いいたします。

記

【申請事務マニュアルの改訂箇所】

P.25 「5. 日シンガポール経済連携協定に基づくビール等4品目の輸出に係る特惠日本原産地証明書」

(1) 対象商品

(改訂前)

品名		シンガポールの HS コード	(参考)日本の HS コード
Stout & Porter		2203.00.10	2203.00.000
Beer & Ale		2203.00.90	
Medicated Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.10	2208.90.129
	アルコール分 40%超	2208.90.20	
Other Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.30	
	アルコール分 40%超	2208.90.40	

↓

(改訂後) ※下線部が変更箇所です。

品名		シンガポールの HS コード	(参考)日本の HS コード
Stout & Porter	<u>アルコール分 5.8%以下</u>	<u>2203.00.11</u>	2203.00.000
	<u>その他</u>	<u>2203.00.19</u>	
Beer & Ale	<u>アルコール分 5.8%以下</u>	<u>2203.00.91</u>	
	<u>その他</u>	<u>2203.00.99</u>	
Medicated Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.10	2208.90.129
	アルコール分 40%超	2208.90.20	
Other Samsoo	アルコール分 40%以下	2208.90.30	
	アルコール分 40%超	2208.90.40	

以上

※すでに発給された特定原産地証明書で、古い HS コードが記載されている場合も証明書は引き続き有効ですが、今後申請いただく際は、新しい HS コードをご記載ください。